

議案第 22 号

市川市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例及び市川市保健医療福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

市川市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例及び市川市保健医療福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 9 月 2 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例及び市川市保健医療福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(市川市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 1 条 市川市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例(平成 5 年条例第 31 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表市川市香取デイサービスセンターの項から市川市中山デイサービスセンターの項までを削り、同条第 2 項中「、市川市保健医療福祉センターの設置及び管理に関する条例(平成 10 年条例第 22 号)に基づき市川市柏井デイサービスセンターを」を削る。

第 11 条第 2 項中「センター(市川市南八幡デイサービスセンター及び市川市南行徳デイサービスセンターを除く。)」を「市川市国府台デイサービスセンター」に改め、同条第 3 項を削り、同条第 4 項中「前 2 項」を「前項」

に、「南行徳老人いこいの家を併せて管理することができること」を「次のとおり」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 千葉県内の市町村長から法第42条の2第1項本文及び第54条の2第1項本文の規定による指定を受けて老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターを運営していること。

(2) 南行徳老人いこいの家を併せて管理することができること。

第11条中第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

(市川市保健医療福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 市川市保健医療福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成10年条例第22号）の一部を次のように改正する。

目次中「利用等」を「診療受付時間等」に、「第15条」を「第13条」に、「第16条―第18条」を「第14条・第15条」に、「利用の制限等（第19条―第24条）」を「来訪の禁止等（第16条―第20条）」に改める。

第3条第2号を削り、同条第3号を同条第2号とし、同条に次の1号を加える。

(3) 保健医療福祉センターが置かれる建物に民間事業者が開設する老人デイサービスセンターにおいて行われる通所介護事業、認知症対応型通所介護事業、介護予防認知症対応型通所介護事業、第1号通所事業その他第1条に規定する目的を達成するために必要な事業との連携に関すること。

第4条中「次の表の左欄に掲げる施設」を「市川市リハビリテーション病院」に、「当該施設の」を「その」に、「同表の右欄に定めるとおり」を「リハビリテーション医療を行うこと」に改め、同条の表を削る。

「第3章 利用等」を「第3章 診療受付時間等」に改める。

第11条及び第12条を削り、第3章中第13条を第11条とする。

第14条の見出しを「(診療時間)」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に、「これら」を「同項」に改め、「及び開所時間」

を削り、同項を同条第2項とし、同条を第12条とする。

第15条の見出しを「(休診日)」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に、「これら」を「同項」に改め、「及び休所日」を削り、同項を同条第2項とし、同条を第13条とする。

第16条第1項中「第21条」を「第17条」に改め、同条第2項第1号中「第22条の2」を「第18条」に改め、第4章中同条を第14条とする。

第17条を削り、第18条を第15条とする。

「第5章 利用の制限等」を「第5章 来訪の禁止等」に改める。

第19条を削り、第5章中第20条を第16条とする。

第21条中「、柏井デイサービスセンターの利用者」を削り、同条を第17条とする。

第22条を削り、第22条の2を第18条とし、第23条を第19条とし、第24条を第20条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(香取デイサービスセンター等の廃止に関する経過措置)

2 平成29年4月1日(以下「施行日」という。)前に市川市香取デイサービスセンター、市川市南八幡デイサービスセンター又は市川市中山デイサービスセンター(以下「香取デイサービスセンター等」という。)の施設又は設備を壊し、汚し、又は失わせた者に係る第1条の規定による改正前の市川市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例(以下「旧老人デイサービスセンター条例」という。)第10条の規定による当該施設又は設備を原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない義務については、なお従前の例による。

3 施行日前に旧老人デイサービスセンター条例第5条第1項の規定による承認を受け、香取デイサービスセンター等を利用した者に係る旧老人デイサービスセンター条例第6条の規定による香取デイサービスセンター等の利用に

係る料金を納入しなければならない義務については、なお従前の例による。

(柏井デイサービスセンターの廃止に関する経過措置)

- 4 施行日前に市川市柏井デイサービスセンターの施設、附属設備等を壊し、汚し、又は失わせた者に係る第2条の規定による改正前の市川市保健医療福祉センターの設置及び管理に関する条例（以下「旧保健医療福祉センター条例」という。）第21条の規定による当該施設、附属設備等を原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない義務については、なお従前の例による。
- 5 施行日前に旧保健医療福祉センター条例第12条第1項の規定による承認を受け、市川市柏井デイサービスセンターを利用した者に係る旧保健医療福祉センター条例第17条の規定による市川市柏井デイサービスセンターの利用に係る料金を納入しなければならない義務については、なお従前の例による。

理 由

香取、南八幡、中山及び柏井の各老人デイサービスセンターについて、高齢者福祉サービスの更なる充実を図るため、民間事業者にその運営を引き継ぐことから、公の施設としての供用を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。